

## 入札監理小委員会における審議の結果報告

### 刑事施設の運營業務における対象範囲等の拡大措置に関する計画（案）

#### 1 計画案作成に至る経緯

- 刑事施設の運營業務については、平成 22 年度から平成 28 年度までの 7 年間の事業として、黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所で市場化テストを実施している。
- 「公共サービス改革基本方針」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）の別表においては、平成 25 年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置として、「刑事施設の運營業務については、上記措置に基づく事業の実施状況を踏まえ、総務系業務及び被収容者に対する給食業務について、複数の刑事施設を対象に、複数年の契約期間により、民間競争入札を実施することを検討するとともに、職業訓練業務や教育業務について、委託業務の内容、被収容者の性質等に留意しながら、官民競争入札又は民間競争入札の対象の拡大等について検討する。」とされている。
- 一方、法務省においては、平成 24 年 6 月、6 名の有識者からなる「刑事施設の運營業務に係る官民競争入札及び民間競争入札事業拡大措置検討委員会」を設置し、今後の拡大措置の方向性について検討を重ね、本年 4 月に報告書を取りまとめたところ（後掲の【参考：報告書の概要】を参照）。
- 今般、刑事施設の運營業務に係る民間競争入札について、総務系業務及び給食業務に係る拡大措置の具体的な内容を明らかにするため、法務省が「刑事施設の運營業務における対象範囲等の拡大措置に関する計画（案）」を作成したところ（職業訓練・教育業務については、法改正等の動向も踏まえつつ、対象の拡大等に向けた検討が引き続き行われる。）。

#### 2 入札監理小委員会における主な審議内容

##### （1）対象施設

給食業務については、広範囲に及ぶ 4 つの刑事施設を対象としているが、入札に参加する業者が確保できるか議論となった。

今回の民間委託では、受刑者を使用せず、全ての業務を民間に委託するため、厨房施設の建替え時期が到来している施設を対象として、受刑者と接触しない場所に厨房施設の位置を変更することとしているところ。

給食業者に対する法務省のヒアリングによると、複数の刑事施設が対象となることで、献立や調理機器等の統一化などによりスケールメリットが発揮されることに加え、対象施設間の距離が離れていても、従業員は施設

の近隣で雇用するため、大きな支障とならないということであった。

また、給食業務を含む作業・職業訓練業務等が市場化テストの対象となった黒羽刑務所（栃木県）、静岡刑務所（静岡県）及び笠松刑務所（岐阜県）についても、対象施設が広範囲に及んでいるが、3者の入札参加を得られたところであり、入札参加業者は確保できると考えられる。

## （２）契約期間

給食業務における10年という契約期間については、経営上のリスクへの対策や今後の対象施設の拡大との関係が議論となった。

本業務では、民間事業者が厨房施設内の設備等について初期投資をさせるため、その更新時期を踏まえ、契約期間を10年間としているところ（準備期間を除いた実質的な事業期間は、減価償却の耐用年数8年とおおむね等しい）。

経営上のリスクへの対策としては、入札参加時における財務状況の確認や、契約期間中の財務上のモニタリングの実施について、実施要項に盛り込むことを検討する。

また、受託事業者が設置した厨房設備等は契約期間満了後に原状回復させる予定であるが、途中で契約が解除となった場合は、残りの契約期間によっては国で買い取った上で、他の事業者に継続させることも考える必要がある。具体的な内容については、実施要項を作成する際に検討する。

さらに、10年の契約期間の途中であっても、対象施設を拡大することは可能であるため、民間委託の実施状況を踏まえながら、順次拡大していくことを予定している。

### 【参考：報告書の概要】

#### ①総務系業務

質の高い業務遂行が可能となるよう、複数の施設で複数年契約による民間委託を実施することを検討。さらに、業務の標準化を行い、集約可能な業務については、同一矯正管区内の全ての業務委託を目指す。

#### ②収容関連サービス業務

給食や洗濯などの収容関連サービス業務では、受刑者を使用する方式ではなく、民間のノウハウが十分に発揮されるような形で民間委託を実施することを検討。民間委託に当たっては、地域との共生を実現する観点から、必要な要員についての地元からの雇用や、食材等の必要な物資についての地元調達を積極的に行う。

#### ③職業訓練・教育業務

官民の役割分担を明確にしつつ、官民の連携に基づくノウハウが更に発揮できる民間委託の在り方を検討。